

旭川河川事務所における公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和6年7月26日

旭川開発建設部旭川河川事務所

旭川河川事務所では、河川管理において発生する河道内樹木の伐採木を資源の有効活用やコスト削減の観点から、バイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工あるいは販売などを行うことができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「応募様式」に必要な事項を記入のうえ期日までに応募してください。

今回は、旭川河川事務所で開催した工事で発生し、仮置きしている樹木を採取していただける方の公募を実施します。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、本募集要項を確認し、別添「様式-1 応募様式」に必要な事項を記入し、8月20日（火曜日）迄に必着で郵送、FAXにて以下の宛先まで応募してください。

応 募 先

郵送：〒079-8411 旭川市永山1条21丁目3番21号
旭川開発建設部 旭川河川事務所 計画課 維持担当 宛

FAX：0166-47-7075

様式-1 応募様式（PDF）

様式-1 応募様式（XLSX）

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 直近 1 年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

- イ) 採取期間： 令和 6 年 9 月 13 日～令和 6 年 11 月 13 日
- ロ) 採取予定場所： 忠別川堤内河川敷地
(別紙様式-2 参照)
- ハ) 採取可能量： 枝・葉・幹 約 5,300m³
ヤナギ類が主体 直径約 10～30cm 程度の丸太材、枝、葉
- 二) 採取方法： 河川事務所が仮置きした樹木について、積込・運搬を応募者に実施していただきます。

4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合していること及び確実性などを総合的に判断し、試行に参加されるかたを選定いたします。また、選定された方には、別途必要書類に必要事項を記載していただきます。

複数者の応募があった場合には、等分による配分又は抽選を行うことにより希望量にそぐわない場合があります。

選定結果につきましては、当選者に電話、郵送又は FAX で通知いたします。

なお、選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

5. その他

- イ) 応募様式への記載内容（応募資格や樹木等採取方法）などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について旭川河川事務所と事前に協議したうえで、河川法第 25 条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、旭川河川事務所の

担当者より連絡いたします。

- ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 二) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。なお、事故等の発生や河川管理施設を破損した場合は、直ちに河川事務所に報告していただきます。
- ホ) 本試行中に発生したゴミについては、参加者の責任において適切に処理願います。
- へ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

旭川開発建設部 旭川河川事務所 計画課 維持担当 電話：0166-48-2131 FAX：0166-47-7075
